

第37号議案関係資料

高齢者福祉事業の取扱いについて

平成15年7月

鹿児島地区合併協議会

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 高齢者福祉バス運行事業	<p>(対象)市単位老人クラブ (利用日)毎日(年末年始を除く) (運行範囲)県内全域(離島を除く) (14年度実績) ・172団体 4,312人</p> <p>15年度予算 5,074千円</p>	該当なし。	<p>(対象)福祉事業及び老人に関する活動 (運行範囲)特になし (運行業務)シルバー人材センターに委託 (14年度実績)86回 15年度予算 1,046千円</p>	<p>「喜入町老人福祉バス運行事業」 (対象者)町内に住所を有し、居住する満65歳以上の高齢者及び身障手帳保持者 (利用日)老人憩の家利用者を行程表(月～金)により老人福祉バスで無料送迎 (運行範囲)老人憩の家利用者の送迎と老人福祉バス使用許可申請に基づき近隣市町まで送迎 (14年度実績)年間延べ利用者数6,107人(町社協に委託) 15年度予算 老人憩の家管理事業に含まれる。</p>
2 高齢者ゲートボール場等管理事業	<p>民有地や市の遊休地等に設置しているゲートボール場等の維持管理を行う。56か所設置 15年度予算 3,078千円</p> <p>民有地や市の遊休地等に設置しているレジャー農園の維持管理を行う。19か所設置</p> <p>民有地や市の遊休地等に設置しているグラウンド・ゴルフ場の維持管理を行う。6か所設置</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(対象) 町高齢者クラブ及び福祉団体等 (利用日) 単位老人クラブ定例会開催日等 (運行範囲) 松元町及び隣接市町 15年度予算 1,584千円</p>	<p>(対象) 町単位老人クラブ、社会福祉・保健保持に関する研修などに利用可 (利用日) (月) ~ (土) (土曜日は午前のみ) (運行範囲) 原則として鹿児島県内。日帰りの利用。 15年度予算 3,537千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。それぞれ運行範囲が異なる。</p>	<p>当分の間現行どおりとする。 喜入町の老人福祉バスの定時運行については、合併後早い時期に調整する。</p>
<p>「すこやかランド石坂の里」グラウンド・ゴルフ、ゲートボール場管理委託(町シルバー人材センターへ委託) 15年度予算 90千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び松元町のみ。</p>	<p>現行どおりとする。</p>

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 高齢者福祉センター管理運営事業	<p>(事業概要) 高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する「鹿児島市高齢者福祉センター」の管理運営を社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に委託</p> <p>(施設概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与次郎 H8.4.18開館 敷地面積 1,322㎡ ・東桜島 H9.4.12開館 敷地面積 7,061㎡ ・谷山 H12.12.17開館 敷地面積 6,500㎡ <p>15年度予算 185,011千円</p>	該当なし。	<p>「老人福祉センター」</p> <p>(事業概要) 高齢者に対して各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの利便に供するため「老人福祉センター」を設置し、町社会福祉協議会に委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談、健康相談 <p>建物面積 591.9㎡ 14年度利用者 15,354人 15年度予算 7,027千円</p>	該当なし。
4 在宅介護支援システム設置事業	<p>(対象) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で世帯員の1人が要介護3以上か、世帯全員が要支援以上の認定を受けている常に安否確認が必要な世帯。近所に家族が住んでいないこと。近隣協力者2名が必要。</p> <p>(事業概要) 家庭内で病気などの緊急時に、緊急通報装置を利用することにより、消防及び近隣協力者への通報体制をとり、安全の確保を図るほか保健、福祉に関することなどの相談通報も行うことができる。また、高齢者福祉相談員から毎月の安否確認コールサービスを行う。</p> <p>(14年度実績)</p> <p>新規設置241台、稼働台数1,805台</p> <p>通報件数 緊急正報198件、誤報556件、相談293件</p> <p>所得税非課税世帯は貸与、課税世帯は1割から5割の負担あり。</p> <p>NECお隣さん通報システム、家庭用端末、センター受信装置で構成</p> <p>15年度予算 35,110千円</p>	<p>(事業概要) 概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を設置し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし老人又は高齢者夫婦のみの世帯その他町長が特に必要と認める者。</p> <p>14年度現在 50基設置 15年度予算 844千円</p>	<p>「緊急通報体制等整備事業」</p> <p>(事業概要) 緊急通報装置の貸与をし、支援センター等との通報体制を整えることによって、家庭内での相談、急病や災害時など緊急時に迅速活適切な対応を図る。</p> <p>(対象) 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等安否確認を必要とする世帯。</p> <p>全世帯貸与、設置料、修繕費は町が負担</p> <p>平成15年4月現在 213世帯設置 15年度予算 634千円</p>	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>「松元町老人福祉センター管理運営事業」 (事業概要) 施設内事務室を町社会福祉協議会、シルバー人材センターに無償供与。町職員は、常駐していないが、町が管理運営にあたる。施設内清掃業務、ボイラー管理業務はシルバーへ委託 15年度予算(需用費等) 3,867千円 「介護予防拠点施設「すこやかランド石坂の里」管理運営事業」 管理運営は町シルバー人材センターへ委託。 15年度予算(委託料等) 4,155千円</p>	<p>(事業概要) 老人に対して各種相談に応じるとともに、健康増進・教養の向上及びレクリエーションや町民の憩い・集会等の利便に供するため、老人福祉センターを設置。同施設内に社会福祉協議会がある。 郡山町老人福祉センター S59.3.27竣工 敷地面積 6,543㎡ 15年度予算 1,413千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ利用時間等が異なる。</p>	<p>当分の間現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>「郡山町緊急通報装置設置事業」 (事業概要) 一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方に緊急通報装置を給付し、急病や災害時に迅速に対応する。 (対象) 概ね65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する者。 ・介護保険において要介護1以上 ・同一公民館内に介護や援助のできる協力者がいないこと。 ・家庭に設置してある電話機の使用が困難な者 14年度新規設置 3世帯 15年度予算 330千円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 在宅介護支援センター事業	(目的)在宅の概ね65歳以上の要援護高齢者及びその家族に対して24時間体制で在宅介護に関する相談や、保健、福祉サービスの総合的な連絡調整を行う。基幹型2施設、地域型29施設社会福祉法人、医療法人へ委託 (委託事業)基本事業運営、福祉用具展示紹介事業加算、高齢者実態把握加算、介護予防プラン作成加算、転倒骨折予防教室加算、初度設備費 15年度予算 171,229千円	(目的)在宅の要援護高齢者若しくは要援護となる恐れのある高齢者又はその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者又はその家族等の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように町及び関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。基幹型1施設、地域型2施設、社会福祉法人へ委託 15年度予算 18,658千円	(目的)概ね65歳以上の在宅の要介護高齢者及びその家族に対し、在宅介護の総合的な相談に24時間体制で応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整等便宜を供与する。 (委託事業)基本事業運営、福祉用具展示紹介、高齢者実態把握加算。地域型1ヶ所。社会福祉法人「桜岳会」に委託。 15年度予算 4,492千円	(目的)在宅の概ね60歳以上の高齢者等が各種の保健、福祉サービスを総合的に受けられるよう関係機関等との連絡調整等の便宜を供与しながら、高齢者等及びその家族の福祉の向上を図る。基幹型1施設(社協)、地域型2施設(医療法人、社会福祉法人へ委託) (委託事業)基本事業運営、福祉用具展示紹介事業、痴呆相談、介護予防・転倒骨折予防教室加算、住宅改修プラン作成加算、高齢者実態把握加算、介護予防プラン作成加算 15年度予算 20,538千円
6 老人憩の家管理事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	「喜入町老人憩の家管理事業」 (内容)65歳以上の高齢者等に福祉バス運行を行いながら、老人憩の家の風呂、大広間等を無料開放する。 (14年度実績)町社協に老人福祉バス運行をあわせて管理委託。 憩の家年間延べ利用人数 23,917人 15年度予算 9,640千円
7 養護老人ホーム喜入園管理運営事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	「養護老人ホーム喜入園」 平成9年度設置 建物面積2,643㎡ 50床 職員数10名(パート12名) 15年度予算 116,764千円
8 長才まつり開催事業	(イベント)講演会、のど自慢大会、ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、社交ダンスの夕べ、高齢者作品展、歌謡コンサート、シルバー映画祭 15年度予算 28,938千円	「健康福祉まつり」 (イベント)講演会、高齢者作品展、歌謡コンサート 15年度は健康管理センターで予算計上	「すこやか長寿社会づくり推進事業」 (イベント)表彰(おしどり夫婦、善行者等)、高齢者作品展、演芸、抽選会、ファミリーゲートボール大会 15年度予算 3,568千円	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(目的) 在宅の概ね65歳以上の要介護高齢者及びその家族に対して24時間体制で在宅介護に関する相談や、保健、福祉サービスの総合的な連絡調整を行う。地域型1施設。社会福祉法人聖寿会へ運営委託 (委託事業) 基本事業運営、福祉用具展示紹介加算、高齢者実態把握事業、介護予防プラン作成事業 15年度予算 3,686千円</p>	<p>(目的) 在宅のねたきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、それぞれのニーズに応じた各種サービスが受けられるよう行政機関、実施機関との連絡調整等を行う。地域型1施設(社会福祉法人) (委託事業) 基本事業、福祉用具展示紹介業務、高齢者実態把握加算、介護予防プラン作成加算 15年度予算 5,580千円</p>	<p>基幹型施設は、鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。</p>	<p>地域型については現行どおりとし、合併する年度の翌年度に基幹型のみを鹿児島市の2施設に統合する。合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>喜入町のみ。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>喜入町のみ。</p>	<p>喜入町の養護老人ホームについては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に合併時まで調整するものとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>「健康と福祉のつどい事業」年1回開催。 (イベント) 講演会、体験発表、介護用品展示ほか 15年度予算 150千円</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町及び郡山町のみ。</p>	<p>鹿児島市の「長才まつり」は現行どおり実施する。吉田町、桜島町及び郡山町で実施している事業については、地域性を考慮して実施する。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 高齢者祝賀事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	「喜入町合同金婚式」「喜入町ひとり喜寿祝賀会」 (実施日) ・金婚式 11/22 ・喜寿祝賀会 7/7 いずれも、式典の後、演芸等で祝う。 15年度予算 金婚式 1,342千円 ひとり喜寿 1,072千円
10 元気高齢者活動支援事業	園芸や陶芸等の趣味活動の専門的指導者を紹介することにより、高齢者が培ってきた能力を生かすとともに、積極的な社会参加を支援する。 (事業内容) ・登録、紹介 元気高齢者の登録及び各種団体・個人の要請に応じて元気高齢者の紹介 ・広報、宣伝 インターネットやポスター等による元気高齢者の募集及び紹介 ・登録者によるミニ発表会の開催 登録・紹介業務及びITを活用した広報については、ボランティアセンターで実施 15年度予算 1,721千円	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>「喜寿祝賀会」 毎年11月下旬に老人福祉センターにおいて「喜寿祝賀会」を開催。 (内容) 老人福祉バスで送迎し、保育園や文化協会による余興の後、食事会 15年度予算 556千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>喜入町及び松元町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度から喜入町及び松元町で現在実施している事業については、地域性を考慮して実施する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などを対象として各種のボランティアサービスを希望する元気な高齢者を「ふれあいパートナー」として登録し、民生委員や在宅福祉アドバイザーが高齢者を対象として行う相談・見守り活動と連携して各種の精神的なサービスを提供する。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市及び松元町のみ。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。</p>

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
11 老人福祉施設整備費補助金	<p>(内容)社会福祉法人等が実施する施設整備に補助する。 1.中核市・国庫補助 (補助基準)社会福祉法人等が施設整備を行う場合、国庫補助基準額の1/2を国、1/4を市が補助する。 (14年度実績) 施設整備費 6施設 497,498千円 設備整備費 6施設 47,548千円 15年度予算 956,446千円 2.市単独補助 (助成基準)国庫補助基準額から国、市の補助額を差し引いた額の1/2以内で2,000万円を限度 (14年度実績)特別養護老人ホーム5施設、87,910千円 15年度予算 69,880千円</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。
12 長寿者祝金支給事業 「敬老の日」祝事業	<ul style="list-style-type: none"> ・100歳以上 20万円 100人 ・88歳 3万円 1,076人 ・99歳 10万円 48人 ・88歳以上 記念品 5,163人 <p>15年度予算 76,498千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100歳以上 23,000千円 ・88歳 36,870千円 ・99歳 5,400千円 ・88歳以上 記念品 11,228千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・100歳 10万円 3人 ・88歳 3万円 40人 ・80歳 1万円 85人 <p>(記念品) ・70歳以上全員 1,790人 ・88歳 40人</p> <p>15年度予算 5,535千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・100歳以上 5万円 5名 ・95歳～99歳 2万円 16名 ・90歳～94歳 1万5千円 58名 ・85歳～89歳 8千円 135名 ・80歳～84歳 7千円 243名 ・75歳～79歳 6千円 340名 ・100歳特別敬老金 20万円 1名 (15年度予算 6,461千円) ・90歳以上の高齢者 記念品 ・70歳以上の寝たきりの高齢者 見舞品 (14年度対象者) 記念品 90歳以上高齢者 65名 見舞品 寝たきり高齢者 13名 老人ホーム入居者 59名 <p>15年度予算 562千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・100歳 10万円 4人 ・90歳 記念品 32人 ・75歳以上 1万円 1,751人 <p>15年度予算 18,060千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>(内容) 社会福祉法人が実施する施設整備に助成を行う。 (助成基準) 社会福祉法人愛泉園デイサービスセンター建設費補助。単発起案で補助を決定し、平成26年まで債務負担行為により年間350万円建設補助を行う。 15年度予算 3,500千円</p>	<p>1. 市・国庫補助 鹿児島市のみ。(5町は県で実施) 2. 市、町単独 鹿児島市及び郡山町のみ。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。(郡山町の債務負担行為は鹿児島市に引き継ぐ)</p>
<p>・101歳～ 5万円 ・100歳 8万円 1人 ・99歳～ 3万円 2人 ・90歳～ 2万円 24人 ・88歳～ 1万5千円 37人 ・80歳～ 1万円 69人 (15年度予算 1,865千円) ・90歳、99歳、100歳到達者に敬老記念品を支給 27人 (15年度予算 144千円)</p>	<p>・100歳 10万円 ・90歳以上 1万円 89人 ・90歳到達 記念品 26人 (15年度予算 1,312千円)</p>	<p>それぞれ対象者、支給金額等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
13 老人クラブ補助金交付事業	<p>(目的)老人クラブの健全な育成を図るため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し助成を行う。</p> <p>(14年度決算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位老人クラブ 20,691千円 ・市老人クラブ連合会 7,953千円 ・合計 29,462千円 <p>15年度予算 32,425千円</p>	<p>(目的)町民の福祉の増進、農林業等の振興育成、教育の振興等を図るため、老人クラブの運営並びに必要なと認められる事業に要する経費を助成する。</p> <p>(14年度決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位老人クラブ 1,379千円 ・町老人クラブ連合会 935千円 ・合計 2,385千円 <p>15年度予算 2,399千円</p>	<p>(目的)高齢者の生きがい対策や介護予防策を推進していくうえで、高齢者クラブの活動が活発に行われることが重要なことであることから、高齢者クラブ運営補助金を支給し高齢者クラブの活動を促進する。</p> <p>(14年度決算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,187千円 <p>15年度予算 2,197千円</p>	<p>(目的)老人クラブ活動を通して、会員の研修や会員同士の交流・地域との交流・健康増進等を図りながら高齢者福祉を増進する。</p> <p>(老人クラブ数)25クラブ(1,508人)</p> <p>(14年度決算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部 495千円 単老 1,066千円 <p>15年度予算 1,561千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 内訳 老ク連 495千円 単老 1,066千円
14 愛のふれあい会食事業	<p>(対象団体)家にとじこもりがちな高齢者と会食を実施する老人クラブ、自治会、婦人団体等</p> <p>(実施基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食の場所 地域の集会所、福祉館 ・実施回数 年12回以上 ・参加人数 1団体10人以上30人以下 (利用料金)利用者負担200円 (委託施設)デイサービスセンター15か所、老人保健施設6か所 計21か所 (利用実績)243団体、75,625人 <p>15年度予算 34,489千円</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(目的) 老人クラブの健全育成と運営活動の円滑化を推進するため、単位老人クラブ及び町高齢者クラブ連合会に対し、補助する。</p> <p>(14年度決算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位高齢者クラブ 632千円 (11単老) ・ 町高齢者クラブ連合会 471千円 <p>15年度予算 1,302千円</p>	<p>(目的) 老人クラブの健全育成と運営活動の円滑化を推進するため、単位老人クラブ及び町老人クラブ連合会に対して補助。</p> <p>(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位老人クラブ 1,615千円 町老人クラブ連合会 400千円 <p>15年度予算 2,018千円</p>	<p>それぞれ助成内容が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>「ふれあい事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老化等により心身の機能が低下している方に対し、心身の機能の維持回復に必要な訓練を実施したあと、ふれあい館にて会食を実施 (対象団体) 単位老人クラブ、その他ひとり暮らし高齢者等 (利用者負担) 400円/食(材料費) (14年度実績) 39団体、840名 <p>15年度予算 1,294千円</p>	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
15 虚弱高齢者福祉用具給付事業	<p>(事業概要) 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、介護保険の対象とならないが介護予防等に有効な給付品目を給付する。</p> <p>(給付品目) 手押し車、電磁調理器、自動消火器、火災警報器、吸引器、入浴担架、湯沸器、発電機又はバッテリーセット</p> <p>(対象者) 65歳以上の高齢者で福祉用具の必要性が認められる方</p> <p>(吸引器、入浴担架、湯沸器、発電機又はバッテリーセットは要介護3以上の方)</p> <p>(利用者負担金) 生計中心者の所得税額に応じて0円～5割の負担有り(7区分)</p> <p>(14年度実績)</p> <p>手押し車 317台 電磁調理器 43台 吸引器 44台 自動消火器 26台 火災警報器 11台 15年度予算 9,014千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>「桜島町高齢者日常用具給付事業」要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>(給付品目) 火災警報器、自動消火器、電磁調理器</p> <p>(対象者) 概ね65歳以上の低所得のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等</p> <p>(利用者負担金) 所得税の課税状況に応じて0円～全額(7段階)</p> <p>15年度予算 281千円</p>	<p>「喜入町高齢者日常生活用具給付等事業」</p> <p>(事業概要) 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>(給付品目) 自動消火器、電磁調理器</p> <p>(対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に自動消火器、下肢等身体の不自由な高齢者等に電磁調理器を給付。</p> <p>(利用者負担) 要綱に基づき、生計中心者の所得税額に応じ階層区分し、個人負担がある。</p> <p>(14年度実績) 自動消火器21台、電磁調理器0台 15年度予算 452千円</p>
16 ひとり暮らし高齢者等短期入所事業	<p>(事業概要) 要介護認定にならないひとり暮らしの高齢者等であって、日常生活において入浴、食事等の生活習慣が不規則な者が、疾病ではないが、体調不良な状態に陥った場合、あるいは、徘徊高齢者等が警察に保護され、警察の保護時間内に身元が判明せず、判明するまでの間、保護が必要な場合に、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの空き部屋に一時的に入所させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>(委託料)</p> <p>養護3,810円(利用者負担381円) 特老10,310円(利用者負担1,031円)</p> <p>(被保護世帯は負担金なし)</p> <p>(14年度実績) 2人(9日間) 15年度予算 208千円</p>	<p>(事業概要) 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣が欠如しているなどのため在宅での自立した生活に不安のある者を養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームの空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、もってこれらの高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行の予防を図る。</p> <p>(委託料) 3,810円(利用者負担金381円)</p> <p>(14年度実績) なし 15年度予算 114千円</p>	<p>「生活指導型ショートステイ事業」在宅のひとり暮らしの高齢者のうち基本的な生活習慣の欠如などで、在宅での自立した生活に不安のある者を養護老人ホームなどの空き部屋に一時的に宿泊させ、自立した生活が行えるよう指導し、要介護状態への進行の予防を図る。</p> <p>(対象) 要介護認定で「自立」又は「支援」と認定されたひとり暮らし高齢者のうち、次の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣が欠如している者 ・体調不良に陥り在宅生活が一時的に困難になった者。他に真にこのサービスが必要とされる者で、「地域ケア会議」で認められた者。 <p>(委託料) 3,810円(1割は利用者負担)</p> <p>(14年度実績) 0人 15年度予算 54千円</p>	<p>(事業概要) 介護保険で要介護認定にならないひとり暮らしの高齢者等で、基本的な生活習慣が欠如している方を養護老人ホームに一時的に入所させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。</p> <p>(委託料) 3,810円(養護老人ホーム喜入園に委託)</p> <p>(利用者負担金) 1,000円/日(年間7日間は無料利用できる)</p> <p>(14年度実績) 2人(14日間) 15年度予算 54千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(事業概要) 要援護老人及びひとり暮らしの高齢者に対し、日常生活用具を給付する。 (給付品目) 電磁調理器、自動消火器、火災警報器 (対象者) 65歳以上の高齢者で福祉用具の必要性が認められる方 (利用者負担金) 生計中心者の所得税額に応じて0円～全額の負担有り(7区分) 15年度予算 92千円</p>	<p>(目的) 要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、火災報知器等の日常生活用具等を給付する。 (給付品目) 火災報知器、自動消火器、電磁調理器 (対象者) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者。火災報知器、自動消火器については低所得のねたきり高齢者なども含む。電磁調理器については心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な者 (対象者負担金) 生計中心者の所得税額に応じて0円～全額の自己負担あり 15年度予算 108千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 それぞれ支給品目が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(事業概要) 要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者で、疾病ではないが体調が不良な状態に陥った場合に、養護老人ホーム等の空き部屋に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。 (委託料) 3,810円(利用者負担381円) 15年度予算 54千円</p>	<p>(目的) 在宅のひとり暮らし高齢者等のうち、基本的な生活習慣が欠如しているなどのため、在宅での自立した生活に不安のある者を短期間宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る(介護保険対象外) (委託料) 3,810円(利用者負担金381円) (14年度実績) 0名 15年度予算 54千円</p>	<p>喜入町は利用者負担金が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
17 老人介護手当支給事業	<p>(支給対象)本市に1年以上住所を有する方で、要介護3以上と認定された65歳以上の方と同居、又はこれに準ずる状態で6か月以上介護している方(寝たきり高齢者等も本市に1年以上住所を有していること。ただし、寝たきり高齢者等の在宅でない期間が、通算で31日を超える場合は支給対象とならない。)</p> <p>(支給額)寝たきり高齢者当1人につき年額9万円(ただし国の特別障害手当、経過的福祉手当の受給者を介護している場合は、4万5千円)</p> <p>(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額9万円 1,203件 ・年額4万5千円 191件 <p>計 1,394件</p> <p>15年度予算 120,155千円</p>	<p>(事業概要)吉田町に住所を有し、在宅でねたきりの状態にある老人、または精神に重度な痴呆症障害のある老人を長期にわたって介護している者に対し老人介護手当を支給する。</p> <p>(支給対象)65歳以上の者で、在宅でかつ歩行が困難でねたきりの状態で、日常生活を営むのに、常時他の介護を必要とする状態が90日以上続いている者等の身体及び家事等日常生活のほとんどにわたって介護をしている者。</p> <p>(支給額)月額7千円(特別障害手当、福祉手当の受給者を介護している場合は3千円)</p> <p>(14年度実績)1,873千円</p> <p>15年度予算 2,364千円</p>	<p>(目的)本町に居住する在宅ねたきり老人又は重度痴呆老人を長期にわたって介護している者に対し、老人手当を支給する。</p> <p>(支給対象)65歳以上で、在宅においてねたきり老人又は重度痴呆老人(在宅での介護が3ヶ月以上続いているもの)を扶養し、同居又はこれに準ずる形で、介護している者。(特別障害手当、福祉手当を受給または、受給対象となる者は該当しない。)</p> <p>(支給額)月額1万円(4期ごとに支給)</p> <p>(14年度実績)720千円</p> <p>15年度予算 1,200千円</p>	<p>「喜入町ねたきり等介護手当支給事業」</p> <p>(事業概要)長期にわたる寝たきり老人又は重度痴呆老人の介護者に対し、介護手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに、寝たきり老人等の福祉の増進を図る。</p> <p>(支給対象)寝たきり状態が6ヶ月以上続いている方を介護している方。ただし、寝たきり老人等の入院等期間が、通算で1ヶ月以上続いている方の場合はその月は支給対象とならない。)</p> <p>(支給額)月額5,000円</p> <p>(14年度実績)1,260千円</p> <p>15年度予算 1,500千円</p>
18 家族介護慰労金支給事業	<p>(事業概要)在宅の寝たきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で、家族介護慰労金を支給する。</p> <p>(支給対象)1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中、介護保険サービス(年間7日間以内のショートステイの利用を除く)を利用しなかった65歳以上の方を介護している方(高齢者、介護者ともに鹿児島市に住所を有し、住民税非課税世帯であること)</p> <p>(支給額)ねたきり高齢者等1人につき年額10万円</p> <p>(14年度実績)21件</p> <p>15年度予算 3,300千円</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(事業概要) 在宅の寝たきり高齢者又は重度痴呆の高齢者を介護している方を慰労するとともに、寝たきりの高齢者等の福祉の増進を図るため介護手当を支給する。 (支給対象) ねたきり老人等及びその介護者が本町に引き続き3月以上住所を有し、ねたきり老人等と同居、又はこれに準ずる状態で3月以上介護している方。ただし、特別障害手当、経過的福祉手当の受給者を介護している場合は支給対象としない) (支給額) 月額8,000円(4期ごとに支給) (14年度実績) 2,976千円 15年度予算 3,840千円</p>	<p>(事業概要) 在宅にてねたきりの高齢者または重度痴呆老人を長期にわたって介護している者に対して介護手当を支給する。 (支給対象) 65歳以上のねたきり高齢者等(要介護4, 5)及び要介護の認定を受けていない者で同介護度準ずると判断される者と起居を共にし、その介護に3月以上携わる者。 (支給額) ねたきり高齢者1人あたり月額8,000円(4期ごとに支給) (14年度実績) 576千円 15年度予算 576千円</p>	<p>それぞれ対象要件、支給金額が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>(事業概要) 在宅のねたきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で家族介護慰労金を支給する。 (支給対象) 1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中、介護保険のサービス(年間7日間のショートステイ利用を除く)を利用しなかった65歳以上の方を介護している家族で、住民税非課税世帯であること。 (支給額) 10万円 (14年度実績) 0件 15年度予算 100千円</p>	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
19 紙おむつ等助成事業	<p>(対象者)紙おむつ等を使用している65歳以上の方で、住民税非課税世帯の方(ただし、生活保護受給者は除く) (助成内容) 在宅 ・要介護4,5の方は年額10万円相当の現物支給 ・要介護3以下の方は年額5万円相当の現物支給 入院 ・月額4千円を限度とする現金を助成 (14年度実績) 認定者数 現物支給 ・要介護4,5 409人 ・要介護3以下 673人 現金支給 817人 15年度予算 96,060千円</p>	<p>(対象者)町内に居住する在宅者で、概ね3ヶ月以上ねたきりにあり、日常生活においておむつの使用を必要とする者。 (支給枚数)町が指定する用品の中から介護者が希望する用品を在宅ねたきり者1人につき月60枚 (14年度実績)認定者数49人 15年度予算 2,880千円</p>	<p>「家族介護用品支給事業」 (対象者)町内に居住する日常生活において介護用品が必要な要介護3から5に相当する在宅の高齢者を介護している家族 (支給方法及び限度額)毎月1回現物支給で、おむつ等の総額が年額1人あたり75,000円を限度とする。 (14年度実績)現物支給17名 15年度予算1,350千円</p>	<p>「喜入町紙おむつ給付事業」 (対象者)在宅ねたきり高齢者、重度身体障害(児)者 (助成内容)360枚を年12回に分けて、民生委員を通じて現物支給 (14年度実績)現物支給50人 15年度予算 624千円</p>
20 家族介護講習会等開催事業	<p>(対象者)要介護の高齢者を自宅で介護している介護者。 (交流会)史跡見学、介護講習会、意見交換会などを実施する。 (高齢者へのサービス)介護者が交流会に参加する間、短期入所と訪問介護を無料で提供 (14年度実績)参加者57人 15年度予算 3,900千円</p>	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(対象者) 本町に住所を有し、介護保険の要介護認定の結果4又は5の認定を受けた在宅の高齢者を同居またはこれに準ずる状態で現に介護している者で、住民税非課税世帯。 (助成内容) 年額6万円分(月5千円)の引換券を交付し、町内の薬局にて介護用品を購入する。 (14年度実績) 認定者数12人 15年度予算 900千円</p>	<p>(対象者) 町内に居住する日常生活において介護用品が必要な要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を現に介護している者で、住民税非課税世帯。 (助成内容) 年額75,000円(月額6,250円)を限度に介護用品引換券を交付し、町長が指定する業者に提示し、介護用品を購入する。 (14年度実績) 認定者数14人 15年度予算 957千円</p>	<p>それぞれ対象要件、支給金額、支給方法が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>該当なし。</p>	<p>(目的) 在宅で高齢者を介護している家族に対し、交流事業を実施することにより、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。 (事業概要) 宿泊、日帰旅行、レクリエーション、施設見学、介護体験報告交流会、講演会、その他介護者相互の交流を図るための事業 (14年度実績) 実施日数3日、実利用者数19名、交流会は悠々館及び保健センターを利用 15年度予算 62千円</p>	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
21 高齢者福祉電話設置事業	<p>(対象)概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者だけの世帯で、1人が病弱なため、寝たきりの状態もしくは緊急時に生命の危険が懸念される世帯で、現に電話が設置されていない、住民税非課税世帯の定期的な安否確認が必要な世帯に対し電話加入権を貸与し緊急時の連絡手段を確保する。 (費用負担) ・自治体負担 新規設置費用、毎月の基本料金 ・利用者負担 毎月の通話料、移転費用、修繕料その他維持に係る費用 設置にあたり民生委員の証明が必要な調査票の提出あり。 15年度予算 8,694千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>(対象者)概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等 (自治体負担)新規設置費用 要綱 「高齢者用具日常生活用具給付等事業実施要綱」</p>	<p>該当なし。</p>
22 心をつなぐともしびグループ活動推進事業	<p>(事業概要)婦人団体や老人クラブ、町内会、社会福祉協議会等のボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、「ひとり暮らし高齢者等への声かけ」、「多様な福祉ニーズの掘り起こし」、「在宅福祉に関する情報提供」、「関係各期間との連携」等の活動を行い、高齢者の生命の安全と在宅福祉サービスの円滑かつ効果的な推進を図る。 (14年度実績) ・ともしびグループ数365団体(966人) ・訪問対象高齢者数1,919人 15年度予算 2,031千円</p>	<p>(事業概要)吉田町における地域福祉ネットワークシステムの円滑な推進を図るため、吉田町福祉ネットワーク推進会議を設置する。福祉ネットワークには、地区の民生委員、アドバイザー、町内会、老人クラブ、近隣住民がいて、地域ごとにお年寄りや障害者のいる世帯を訪問し見守り活動を行う。 (14年度実績)ネットワーク数:5校区56地区 15年度予算 700千円</p>	<p>「在宅福祉アドバイザー活動促進事業」高齢者や障害者等の援護を必要とする人々に対し声かけや安否確認などを行う近隣保健福祉ネットワークづくりを推進するため、その核となる在宅福祉アドバイザーを設置し、地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図ることを目的とする。 (内容)ひとり暮らし、高齢者等に声かけ、ニーズの掘り起こし、相談、助言、民生委員との連携を行う。社会福祉協議会に委託。 14年度現在アドバイザー数53名 近隣福祉ネットワーク 対象者 97人 協力員167人 15年度予算 616千円</p>	<p>「喜入町地域福祉システムづくり事業」 (事業概要)集落毎に組織された地域ボランティア構成員がひとり暮らし高齢者等へ声かけ、見守り、安否確認等を行う。また、関係機関等との連携により、在宅生活の円滑等を図る。 (14年度実績) 年間延べ見守り回数37,065回、要援護者人数163人、地域ボランティア構成員344人。 町社協に「ボランティアセンター活動事業」と合わせて委託。 15年度予算 3,897千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(対象) 概ね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等 (費用負担) 電話架設工事費、撤去工事費を負担 稼働台数17台中3台 15年度予算 7千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(事業概要) 自治公民活動の一環として、自治公民館別に「在宅福祉アドバイザー」として登録し、「ひとり暮らし高齢者等への声かけ」、「多様な福祉ニーズの掘り起こし」、「在宅福祉に関する情報提供」、「関係各期間との連携」等の活動を行い、高齢者の生命の安全と在宅福祉サービスの円滑かつ効率的な推進を図る。 (14年度実績) 取り組み自治公民館数：58 自治公民館176人、 延べ訪問回数37,800回 15年度予算 554千円</p>	<p>(事業概要) 要援護者に対し、地域で声かけや安否確認などを行う近隣福祉ネットワークづくりを進めるため、在宅福祉アドバイザーにその核となって地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図る。 (14年度実績) 在宅福祉アドバイザー数：20公民館60人、 訪問対象者数：延べ11,844人 保健推進員、在宅福祉アドバイザー、在宅介護相談協力員の3つの役割を各地区全て1人で兼務。訪問対象者に要援護老人のほか身体障害者、知的障害者、母子寡婦世帯、父子世帯も含む。 15年度予算 770千円</p>	<p>それぞれボランティア、在宅福祉アドバイザー等構成が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
23 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業	<p>(実施方法)理容・美容組合と委託契約を締結し、寝たきり高齢者の家庭で理髪・美容サービスを行う。 (対象者)要介護3以上で在宅の65歳以上の方で、理髪、整髪が困難な方 (利用回数)年3回以内(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回) (利用料)生計中心者の前年所得税額に応じた利用負担あり(0~5割) (14年度実績)決定数 165人 延利用者数 250件 委託料単価 3,801円 15年度予算 1,779千円</p>	<p>在宅のねたきり老人等で、身体的、物理的に自ら理髪店等に赴くことができず、理髪サービスを受けることのできない者に対して、理髪業者等が直接訪問して理髪サービスを行う。 (対象者)本町に居住する、概ね65歳以上の在宅のねたきり老人及び重度身体障害者 (利用料)1回の利用につき4,000円。ただし、利用料の超過分に対しては利用者負担とする。 15年度予算 240千円</p>	<p>在宅において、ねたきり高齢者に対し理髪サービスを実施し、ねたきり老人等の福祉の増進を図る。 (実施方法)理容・美容業者に委託し実施する。 (対象者)在宅において、老衰、心身障害、疾病により常時臥床している状態にある概ね65歳以上の者。 (利用方法)利用券は年間6枚交付し、有効期間は1枚につき2ヶ月の期限付きで発行する。利用者は理容・美容業者に提出し自宅でサービスを受ける。 (利用料)1回あたり3,000円を町が負担する。 (14年度実績)延べ利用者数6回 15年度予算 36千円</p>	<p>「喜入町訪問理美容サービス事業」理美容院に出向くことが困難な高齢者等に対して出張理美容サービスを提供し、生活の支援を図る。 (実施方法)理容・美容組合等と委託契約を締結し、寝たきり高齢者の家庭で理髪、美容サービスを行う。その出張交通費を町が補助する。理美容料金は全額個人負担。 (対象者)高齢者及び障害者等で出向いての理美容が困難な者。 (利用回数)1人あたり年2回以内 (個人負担等)理美容料金全額個人負担。出張交通費は全額補助 (14年度実績)年間延べ7回、実人数5人 15年度予算 18千円</p>
24 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業	<p>(対象者)要介護3以上で在宅の65歳以上の方 (利用回数)年3回以内(ただし、8月から11月までの申請者は年2回、12月以降の申請者は年1回) (利用料)生計中心者の前年所得税額に応じた利用負担あり(0~5割) (対象寝具)掛け布団、敷布団、毛布 (14年度実績)決定者数91人 延利用件数 179件、 委託料単価 3,990円 15年度予算 1,779千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>社会福祉法人または民間業者に委託。 (対象者)65歳以上の独居老人、傷病等で臥床している老人及び重度身体障害者で寝具の衛生管理が困難な者 (内容)寝具(掛け布団、敷布団、毛布各一枚、一式)洗濯、乾燥、消毒、1会計年度2回実施。 (利用料)無料(町負担) (14年度実績)決定者数18名、延べ利用件数36件、 委託料単価 2,500円 15年度予算 325千円</p>	<p>「喜入町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」 (対象者)概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及び障害者等 (利用回数)1人当たり年2回以内 (個人負担)無料 (対象寝具)掛け布団、敷布団、毛布類 (14年度実績)年間延べ470枚、実利用人数167名 15年度予算 1,050千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。 それぞれ利用回数、個人負担が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
(対象) 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、重度障害者で寝たきりの者 (利用回数) 年1回実施 (利用料) 0円 (対象寝具) 掛け布団、敷布団、毛布、ベッドパット、マットレス、3~5点一式 (14年度実績) 決定者数7人、(委託料単価3,000円) 3点一式 15年度予算 221千円	在宅の寝たきり高齢者及び身体障害者で、寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の洗濯、乾燥、消毒を行う。 (対象) 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により常時寝たきりで臥床している高齢者並びに重度身体障害者 (利用回数) 年2回。対象者は民生委員を通じて申請後、協議の上決定 (利用料) 無料 (対象寝具) 掛け布団、敷布団、毛布の3点一式または掛け布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式 (14年度実績) 年2回実施 延べ件数38件、実利用者27名 委託料 3点一式2,940円、4点一式3,518円 15年度予算 221千円	鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町 それぞれ利用料、利用回数が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
25 住宅改修指導事業	<p>(事業概要)高齢者の住宅での生活を支援するため、要介護老人世帯等へ出向き、身体状況等を踏まえた住宅改造の相談に応じ、アドバイスを行うリフォームヘルパーの制度を実施する。 (委託先)在宅介護支援センター3施設 15年度予算 331千円</p>	該当なし。	該当なし。	<p>「喜入町住宅改修支援事業」 (目的)高齢者向けに居室等の改良を希望する者に住宅改修に関する相談、助言、連絡、調整等を実施。 (対象者)介護保険で要支援及び要介護度有り高齢者で、高齢者向けに居室等の改良を必要とする者。 (委託先)居宅介護支援事業所 (14年度実績)年間延べ49件 15年度予算 144千円</p>
26 高齢者住宅改造費助成事業	<p>(目的)高齢者等の住宅での生活を支援するため、在宅の要介護老人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護老人の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。 (対象者)高齢者の居室環境を改善(高齢者に適応するための浴室、洗面所、便所、廊下等の改造)をしようとする市内に居住している65歳以上の高齢者(要支援以上の認定を受けた者)、またはその同居者。 (助成額)100万円と対象経費のいずれか低い額の2/3 (助成基準)・生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯 ・新築、増築は原則として助成の対象としない。 助成審査委員会を設置し、審査をする。 15年度予算 80,559千円</p>	該当なし。	<p>(目的)高齢者の在宅での生活を支援するため、該当世帯に対し住宅改造に必要な経費を助成することにより、要介護高齢者等の自立促進、ねたきり防止及び介護者の負担を軽減すること。 (対象世帯) ・要介護認定で要支援以上の者が属する世帯。 ・身体障害者手帳1級又は2級の者が属する世帯 ・生計中心者の前年度課税所得税が330万円以下の世帯 新築、増築は対象外 (助成額)1世帯につき80万円と助成対象経費のいずれか低い方に2/3を乗じて算出した額 15年度予算1,280千円</p>	該当なし。

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
<p>在宅の要介護老人がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成する。 (対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険の要介護認定において要支援又は要介護の認定を受けた者の属する世帯(ただし、介護保険の住宅改修を優先する。) 障害等級1級又は2級の身障手帳の交付を受けている者の属する世帯 生計中心者の前年の課税所得金額が330万円以下の世帯 <p>(助成額)</p> <p>30万円以上対象経費があった場合、20万円を限度として助成。30万円以下の場合、その係る経費の2/3 15年度予算 600千円</p>	<p>(目的) 要介護老人及び重度の身体障害者の自立促進並びにねたきり防止と介護の負担軽減を図るための住宅改造に対し、補助金を交付する。 (事業概要) 高齢者世帯や身体障害者世帯で、介護保険対象分以外の住宅改造に対して助成を行う。 (補助基準額) 1件当たり最高80万円 (負担割合) 県、町、本人それぞれ1/3ずつ 15年度予算 300千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、松元町及び郡山町のみ。それぞれ助成額が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
27 老人医療レセプト点検等事業	老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検事業等を実施することにより、医療費の適正化を図る。 ・健康保険加入状況調査 ・第三者行為等の実地調査 ・疾病統計の作成 ・レセプトの点検内容 (14年度実績) 22,757千円 15年度予算 23,088千円	該当なし。	老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検事業等を実施することにより、医療費の適正化を図る。 ・健康保険加入状況調査 ・第三者行為等の実地調査 ・疾病統計の作成 ・レセプトの点検内容 15年度予算 131千円	老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検事業の推進を図り、老人医療費適正化対策の一層の向上を図る。 ・レセプト点検(請求点数等、縦覧)事業 ・レセプト点検事務全般 (14年度実績) 970千円 15年度予算 976千円
28 生きがい対応型デイサービス事業	(目的)介護保険制度実施前にデイサービス等を利用していた高齢者で介護保険の認定において要介護・要支援に該当しない高齢者に対して、通所サービスを提供することにより、要介護状態に陥ることなく生き生きと健康に生活が送れるよう支援する。 (対象者)平成11年度までデイサービス又はデイホーム事業を利用していた者で、介護保険で自立と判定された者。 (内容)レクリエーション、給食、健康指導、入浴、送迎 (利用回数)1人当たり2週間に1回 (自己負担)600円 15年度予算 22,305千円	介護保険制度による通所介護サービスの対象とならない、概ね65歳以上の高齢者等で家に閉じこもりがちな者等に対し、通所による各種サービスを提供する。 (内容)レクリエーション、給食、健康指導、入浴、送迎 (対象者)介護保険制度による通所介護サービスの対象とならない、おおむね65歳以上の高齢者 (利用回数)1人あたり1週間に1回 (自己負担)900円 15年度予算 18,587千円	概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し通所による各種サービスを提供する。 (対象者)60歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者 (内容)教養講座、スポーツ活動、創作活動、趣味の活動、日常動作訓練、入浴、給食 (自己負担)基本料300円(給食は選択で350円) (利用回数)1人当たり1週間に1回 15年度予算 7,482千円	「喜入町生きがい活動支援通所事業」家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、日常生活に必要な動作訓練から様々な趣味活動等の各種サービスを提供する。 (対象者)介護保険で自立と判定された、60歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者。 (内容)教養講座、スポーツ活動、園芸・陶芸等創作活動、手芸・木工・絵画等趣味活動、動作訓練、食事、入浴、社会参加活動、送迎等 (利用回数)1人当たり1週間に1回 (自己負担)800円 (委託先)社会福祉法人喜入会 15年度予算7,000千円

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検を実施し必要に応じて再審査、過誤調整依頼を行い、医療費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの点検（請求点数等） ・レセプト点検（縦覧） <p>（14年度実績）683千円 15年度予算 684千円</p>	<p>老人医療制度の安定的運営を確保するため、レセプト点検員2名を雇用し、レセプト点検を実施することにより、医療費の適正化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格点検 ・レセプトの点検内容 <p>平成14年度実績2,739千円 15年度予算 2,868千円</p>	<p>鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者等に対して、週1回デイサービスを提供する。</p> <p>（対象者）要介護認定の結果「自立」と判定された概ね65歳以上の高齢者 （内容）レクリエーション、会食、健康指導、入浴、送迎等 （利用回数）1人あたり1週間に1回 （自己負担）300円（食事代別） （実施施設）松元町デイサービスセンター 15年度予算 1,440千円</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちなる者に対し、各種のサービスを提供する。</p> <p>（対象者）地域ケア会議において判断。介護保険の要介護の認定が自立と認定された（あるいは同等レベルの）高齢者のうち、家に閉じこもりがちなる者や、その他このサービスが真に必要と認められる概ね65歳以上の高齢者。 （内容）教養講座、創作、趣味活動、日常動作訓練、食事、入浴 （自己負担）1回960円 15年度予算 5,710千円</p>	<p>それぞれ対象者、利用料が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、利用できる者は、合併する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。 合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高年齢福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
29 ひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業	<p>要介護認定で自立と判定された高齢者の中には、身体状況や家庭環境により日常生活に不自由する者も多いため、家事援助サービスを提供し、在宅での生活を支援する。 (対象者)平成11年度までにホームヘルプサービスを受けていた者のうち要介護認定で自立と判定された者。 ・利用回数 週1回(1回2時間以内) ・委託先 鹿児島市社会福祉協議会(30分あたり1,040円) ・14年度実績 延派遣世帯数 964世帯 15年度予算 18,754千円</p>	<p>介護保険法に規定する訪問看護サービスを利用することができない在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、生活支援のための援助員を派遣する。 (対象者)介護保険法に規定する訪問介護サービスを利用できない概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢な夫婦世帯等で、日常生活に係る援助が特に必要と認められる者。 (利用回数)週1回(1回2時間以内) ・14年度実績 対象者数 30人 利用延回数 943回 15年度予算 2,327千円</p>	<p>「生活支援型ホームヘルプサービス」軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態の進行を防止を目的とする。 (対象)概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で、日常生活上の援助が必要な世帯。 (サービス内容)外出時の援助、食事・食材の確保、洗濯、庭等の手入れ、家内清掃、降灰除去、台風災害への防備、その他軽易な日常生活の援助 (利用料)サービス料の1割負担 14年度実績 1回 15年度予算 322千円</p>	<p>「喜入町生活支援型ホームヘルプサービス事業」 (対象者)概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及び障害者等。 (利用回数)1人週1回2時間以内(14年度実績)派遣対象者数147人、年間延べ派遣回数3,903回 (委託先)町社協 町シルバー人材センター 15年度予算 8,410千円</p>
30 心をつなぐ訪問給食事業	<p>(事業概要)デイサービスセンター及び老人保健施設で調理された食事を利用者宅へ届ける。 (対象者)・ひとり暮らし高齢者(65歳以上)で、定期的に安否確認及び食生活の手助けを必要とする者。 ・要支援以上の高齢者のみの世帯者。 ・一方が要介護3以上の高齢者のみの世帯で要支援以上の者 (利用料)1食200円 (配食回数)1日1食(昼) ・要介護1以上 週6日以内 ・要支援以下 週3回以下 (14年度実績)実利用者数1,944人、配食数262,560食 (委託先)ボランティア団体数14、委託施設25) 15年度予算 182,748千円</p>	<p>(事業概要)ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者又は身体障害者に毎日の食事を訪問配達することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否確認など社会福祉の推進を図る。 (対象者)町内に居住する概ね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。 (利用料)1食400円 (配食回数)1日2食(昼・夕) (配食日)日曜、祝日以外毎日 (14年度実績)利用登録者数89人、延べ配食数24,530食 15年度予算 16,179千円</p>	<p>(目的)食事の調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、利用者の安否確認を行う。 (対象者)概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により食事の調理が困難な者。 (内容)原則として毎日配食サービスを行う。1人当たり1日2食(昼、夕)1週間あたり14食を限度とする。1日あたりの平均配食数は110食を限度とする。 (利用料)1食あたり350円(原材料費) (配食回数)1日2食(昼・夕) (配食日)年間365日 (社会福祉法人桜岳会に委託 (14年度実績)実利用者数97人、延べ配食数34,273食 15年度予算 23,909千円</p>	<p>「喜入町給食サービス事業」 (事業概要)老人給食サービスセンターで調理した弁当を4台の配食車で利用者宅へ届ける。 (対象者)町内に住所を有する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の者及び障害者等で日常生活に支障のある者。 (負担金)1食300円 (配食回数)1日2食(昼・夕) (配食日)月～土曜日 (14年度実績)実人数197人、延べ配食数55,471食 15年度予算 21,611千円</p>

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
<p>(目的)要介護認定の結果「自立」と判定された高齢者に対して、家事援助サービスを提供し、在宅での生活を支援する。</p> <p>(対象者)要介護認定の結果「自立」と認定された高齢者(概ね65歳以上)</p> <p>(利用回数)月2回(1回につき2時間)</p> <p>(委託先)さつま日置農業共同組合(1時間当たり800円)</p> <p>(14年度実績)年度末世帯数3世帯、延べ派遣世帯数21世帯</p> <p>15年度予算 35千円</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町及び松元町のみ。それぞれ対象者、利用回数等が異なる。</p>	<p>合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するが、利用できる者は、合併する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。</p> <p>合併する年度は現行どおりとする。</p>
<p>(事業概要)専門調理施設で調理された食事を対象者宅へ届ける。</p> <p>(対象者)概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者であって、食事の調理が困難な者。(原則として、同居家族がいる場合や同一敷地内に家族がいる場合は対象外)</p> <p>(利用料)1食200円</p> <p>(配食回数)1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日)月～土曜日</p> <p>(14年度実績)実利用者数74人 配食数31,147食。</p> <p>松元町社会福祉協議会に委託。</p> <p>15年度予算 13,884千円</p>	<p>(対象者)概ね65歳以上の高齢者等で食事の調理が困難で日常生活を営むのに支障がある者。ただし、同居又は同一敷地内等に居住している者がいる場合や介護や援助ができる者がいる場合は除く。</p> <p>(利用料)1食350円</p> <p>(配食回数)1日2食(昼・夕)</p> <p>(配食日)日曜、祝日、8/13～15、年末年始は実施していない。</p> <p>(14年度実績)実利用者数101人、延べ配食数37,531食。社会福祉法人に委託</p> <p>15年度予算 14,500千円</p>	<p>それぞれ配食回数、利用料が異なる。</p>	<p>高齢者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。</p> <p>鹿児島市の心をつなぐ訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。</p> <p>合併する年度は現行どおりとする。</p>

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
31 優待入浴券交付事業	該当なし。	該当なし。	(内容)敬老バス及び白浜温泉センター福祉風呂優待入浴券の提示により、町営の入浴施設が無料または、半額で入浴可能 ・無料 白浜温泉センター福祉風呂、老人福祉センター ・半額 レインボー桜島温泉、白浜温泉センター一般風呂	「喜入町老人憩の家管理事業」 (内容)65歳以上の高齢者等に福祉バス運行を行いながら、老人憩の家の風呂、大広間等を無料開放する。 (13年度実績)町社協に老人福祉バス運行をあわせて管理委託。 憩の年間延べ利用人数 21,833人 「喜入八幡温泉保養館運営管理事業」 (内容)65歳以上の方に入浴券を交付 (対象者)65歳以上の高齢者 (利用可能施設)喜入八幡温泉保養館に限る。 (14年度実績) ・交付人数 3,359人 ・利用枚数 1,558枚 その他、毎月26日は無料で入浴ができる制度など
32 生活支援移送サービス事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	「喜入町外出支援サービス事業」 (対象者)概ね60歳以上の方で心身の障害及び疾病等の理由により公共交通機関を利用することが困難な者及び家族の移送が困難な高齢者、身体障害(児)者等。 (14年度実績) ・町社協委託分(医療機関等の移送)4,744回(117人)
33 老人はり・きゅう等施術費助成事業	該当なし。	該当なし。	(対象者)70歳以上及び老人医療受給者証被交付者 (内容)施術1回につき1,000円 1日1回、年間60回以内	(対象者)喜入町民 (内容)施術1回につき500円 年間365枚

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	桜島町及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
「高齢者生きいき生活支援事業」 (対象者)生活指導型ショートステイ利用者 生活指導型ショートステイ施設とサービス利用者宅を無料で送迎 15年度委託料単価880円(往復)	該当なし。	喜入町及び松元町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	(対象者)70歳以上 (内容)施術1回につき500円 1日1回、年間60回以内	桜島町、喜入町及び郡山町のみ。喜入町は全町民が対象 (鹿児島市及び松元町は国保で実施)	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

行政制度等の調整方針(案)

(27)高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
34 乳酸飲料配達事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	(目的)一人暮らし高齢者等の安否確認 3本×52週×80人

(様式2) その2

(27) 高齢者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。